

川村裕事務所便り



連絡先：〒260 - 0033
千葉市中央区春日 2-21-10-701

電話：043-306-2856
FAX：043-306-2857
e-mail: hiro@kawamura-sr.com

令和5年度のキャリアアップ助成金 (正社員化コース)の概要

キャリアアップ助成金(正社員化コース)とは
キャリアアップ助成金は、有期雇労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成するものです。そのうちの正社員化コースは、非正規雇用労働者を正社員化することによって受給できる助成金です。この助成金の受給には、キャリアアップ計画の作成や正社員に転換する制度の就業規則への規定、正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要です。

支給額は？

キャリアアップ助成金の令和5年の支給額は以下のとおりです(カッコ内は大企業の額)。なお、生産性要件は廃止となりました。

- ① 有期 正規:57万円(42.75万円)
 - ② 無期 正規:28.5万円(21.375万円)
- 1年度1事業所あたり20人まで受給ができます。また、以下の場合に支給額が加算されます。
- ・派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合
28.5万円(大企業も同額)
 - ・母子家庭の母等または父子家庭の父を正規雇用労働者として直接雇用した場合
- ① 有期 正規:9.5万円(大企業も同額)

- ② 無期 正規:4.75万円(大企業も同額)
- ・勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等をした場合
- 1事業所当たり1回のみ 9.5万円(7.125万円)

人材開発支援助成金との併用で加算
さらに、本助成金と人材開発支援助成金を併用すると助成金額が加算されます。人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を行った場合に、受講料などの訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。加算額は以下のとおりです

- ・人材開発支援助成金対象の訓練修了後に正社員化した場合

- ① 有期 正規:9.5万円(大企業も同額)
 - ② 無期 正規:4.75万円(大企業も同額)
- ・自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員化した場合
- ① 有期 正規:11万円
 - ② 無期 正規:5.5万円(大企業も同額)
- 今年度より、人材開発支援助成金の訓練後に対象労働者を正社員化し、キャリアアップ助成金(正社員化コース)を申請する予定の事業主は、人材開発支援助成金における「訓練実施計画届」(訓練様式第1号など)の作成・提出をもって、キャリアアップ助成金(正社員化コース)における「キャリアアップ計画」とみなすことができるようになりました。

【厚生労働省リーフレット「キャリアアップ助成金のご案内(概要)」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/01082763.pdf>

【厚生労働省リーフレット「「キャリアアップ助成金」を活用して従業員を正社員化しませんか？」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/01082766.pdf>

5月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15日

特別農業所得者の承認申請[税務署]

31日

軽自動車税(種別割)納付[市区町村]
自動車税(種別割)の納付[都道府県]
健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
確定申告税額の延納届出額の納付[税務署]